

令和2年（行ウ）第22号・サケ捕獲確認請求事件

原告 ラポロアイヌネイション

被告 国他1名

2022年8月 日

札幌地方裁判所民事第3部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	市	川	守	弘
弁護士	毛	利		節
弁護士	難	波	徹	基
弁護士	木	場	知	則
弁護士	今	橋		直
弁護士	長	岡	麻 寿	恵
弁護士	皆	川	洋	美
弁護士	伊	藤	啓	太

準備書面（7）

原告は、原告準備書面(6)の第5の3(4)ウ（33ページ）を、以下のとおり訂正（加筆）する（下線部分が加筆箇所である）。

「この点については、自由権規約委員会においても、「（「公共の福祉」を指して）この概念は、曖昧、無限定で、規約の下で許される範囲を超える制限を許容しうる。」とした上で、第4回日本政府報告書審査（1998年）で「規約で保障されている権利に対して、「公共の福祉」を根拠として制限が課されうることに對する懸念を再度表明する、と指摘されたことに對し、被告（国）は自由権規約第5回日本政府報告書（2006年）において、「規約による人権制限事由の内容は憲法上の「公共の福祉」による人権制限の内容と実質的に同じであって、「『公共の福祉』の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制限されることはあり得ない」との立場を表明している（甲54，p92～93）。したがって、規約にない事由をもって、「公共の福祉」だとして制約を課せると被告（国）が主張することは、国際的な場での表明に反することになり、いずれにしてもこのように規約にない事由をもって、「公共の福祉」だとして制約を課すことは国際人権法上、認められていない。」

以上